

給与所得者の特定支出に関する明細書

一
面

住 所 _____

氏 名 _____

(平成 年分)

通勤費	通 勤 の 経 路 ・ 方 法		(A) 支出金額	(B) 補てんされる金額 のうち非課税部分	(C) 差引金額 (A-B)
	通勤の経路・方法については二面の所定の欄に書いてください。				
転居費	転任前	勤務地		円	円
	転任後	勤務地		円	円 (1)
研修費	(再転任をした場合など書ききれないときはこの欄に 書いてください。)		(A) 支出金額	(B) 補てんされる金額 のうち非課税部分	(C) 差引金額 (A-B)
			円	円	円 (2)
資格取得費	研修の内容		(A) 支出金額	(B) 補てんされる金額 のうち非課税部分	(C) 差引金額 (A-B)
			円	円	円 (1)
帰宅旅費	資格の内容		(A) 支出金額	(B) 補てんされる金額 のうち非課税部分	(C) 差引金額 (A-B)
			円	円	円 (2)
	(職務の内容)			計 (1+2+3)	円 (3)
				計 (3+4+5)	円 (4)
	勤務地 (又は居所)		配偶者等の 居住する場所		
	(勤務地や配偶者等の居住する場所が変わった場合など 書ききれないときは、この欄に書いてください。)		(A) 支出金額	(B) 補てんされる金額 のうち非課税部分	(C) 差引金額 (A-B)
		円	円	円 (5)	
		特 定 支 出 の 合 計 額 (1+2+3+4+5)		円 (6)	

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

- 給与等の収入金額の合計額から上の⑥の金額を控除した後の金額が確定申告の手引きで計算した所得金額よりも多いときは、特定支出控除は受けられません。

- 上の⑥の金額を申告書第二表の「特例適用条文等」欄に書きます。

記載例：特例適用条文等

所法57の2 ⑥の金額

- 給与所得者の特定支出控除に関する詳しいことは、税務署におたずねください。

● 通勤の経路及び方法

- 年の中途中で通勤の経路及び方法が変わったときは、変更後の経路及び方法も書いてください。

二
面

給与等の支払者の証明書の右端をここにはってください。

書ききれないときは適宜の用紙に記載してそれをこの明細書に添付してください。

(参考事項)

- 特定支出の区分（通勤費、転居費、研修費、資格取得費、帰宅旅費の別）ごとに、それぞれの支出の内訳を三面及び四面に書いてください。
- 三面及び四面に書ききれないときは、適宜の用紙に記載してそれをこの明細書に添付してください。
- 三面及び四面に書いたⒶ、Ⓑ及びⒸの各欄の金額を特定支出の区分ごとに（研修費・資格取得費については研修の内容及び資格の内容が異なるごとに）合計し、それぞれの合計額を一面のⒶ、Ⓑ及びⒸの各欄にそれぞれ転記してください。ただし、通勤費については、三面及び四面の通勤費のⒸ欄の合計額が1月当たりの定期券等の額の合計額を超える場合には、一面のⒸ欄にはその定期券等の額の合計額を書き、その金額の頭部にⒶと表示してください。

● 支出の内訳

● 支出の内訳（三面のつづき）

四
面

搭乗・乗車・乗船に関する証明書、支出した金額を証する書類（領収書等）の右端をここにはってください。